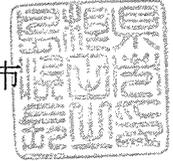


商 第 27 号
令和 5 年 4 月 11 日

三隅地域協議会
会長 岡田 綾子 様

浜田市長 久保田 章 市
(商工労働課)



三桜酒造跡地公共活用検討委員会委員の推薦について (依頼)

時下、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は、浜田市商工労働行政にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、三桜酒造跡地におきましては、昨年度、跡地の地権者代表者より本市に売却したいとの申し出があり、売買条件の合意に至ったため、今年度、浜田市土地開発公社による先行取得を行うこととなりました。跡地は、JR 浜田駅から近く、交差点に隣接するまとまった土地 (約 4,300 m²) であること、商業ゾーンと文教ゾーンの結節点にあり、商店街の賑わい創出と文化教育に資する好条件地であることから、市民や観光客などの憩いの場、交流の場としての活用の可能性があります。

この度、「三桜酒造跡地公共活用検討委員会」を設置し、令和 5 年 12 月までの間に、跡地の公共活用の検討や方針に対する意見交換をしていくこととしています。

つきましては、検討委員会に貴組織のご協力を賜りたく存じますので、主旨をご理解いただきますとともに、ご参画いただく委員を別紙によりご推薦くださいますようお願いいたします。

なお、本市において積極的に進めております、男女共同参画社会の形成の取組にご理解をいただき、女性委員の推薦について、格段のご高配を賜りますようお願いいたします。

また、検討委員会の第 1 回会議は 6 月 22 日 (木) に開催を予定しており、詳細等が決まりましたら改めてご案内させていただきます。

記

- 添付書類 三桜酒造跡地公共活用検討委員会設置要綱 (案)
- 〃 〃 委員構成 (案)
- 推薦書

浜田市産業経済部商工労働課
担当：田倉 TEL0855-25-9501

三桜酒造跡地公共活用検討委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 三桜酒造跡地における公共活用の検討や方針に対する意見交換を行うため、「三桜酒造跡地公共活用検討委員会」(以下、「委員会」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 三桜酒造跡地における公共活用の検討や方針に対する意見交換に関すること。
- (2) その他委員会の目的達成のために必要な検討に関すること。

(組織及び委員)

第3条 委員会は、識見者、各種団体から推薦された者及びその他市長が特に必要と認める者をもって構成し、市長が委嘱し、又は任命する。

- 2 委員のうちから会長1名、副会長1名を置く。
- 3 会長及び副会長は、委員会において委員の互選により定める。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 5 委員の任期及び委員会の設置期間は、委員会の目的が達成されるまでとする。

(会議)

第4条 委員会は、必要の都度、市長が招集し、会長が議事の進行を務める。

- 2 委員は、会議の際にやむを得ない理由により欠席する場合に、それぞれが委任した代理を立てることができる。
- 3 会長が特に必要があると認めたときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(報償費及び実費弁償)

第5条 委員が委員会の会議に出席した場合は、6,000円の報償費及び浜田市参考人等の実費弁償に関する条例(平成28年浜田市条例第14号)の規定の例により費用弁償に相当する額の実費弁償を支給する。

(事務局)

第6条 委員会の事務は、産業経済部商工労働課が行う。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月11日から施行する。